

障害福祉サービス事業所の経営状況

～就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型～

令和6年度 障害福祉サービス経営セミナー

独立行政法人福祉医療機構
経営サポートセンター リサーチグループ
上野 晃汰

本日の内容

障害福祉サービスを取り巻く状況

- 2024年度障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス事業所の経営状況

- 経営指標の見方
- 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の経営状況

2024年度障害福祉サービス等報酬改定に関するアンケート調査結果

- アンケート概要
- 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の結果

障害福祉サービスを取り巻く状況

- 2024年度障害福祉サービス等報酬改定

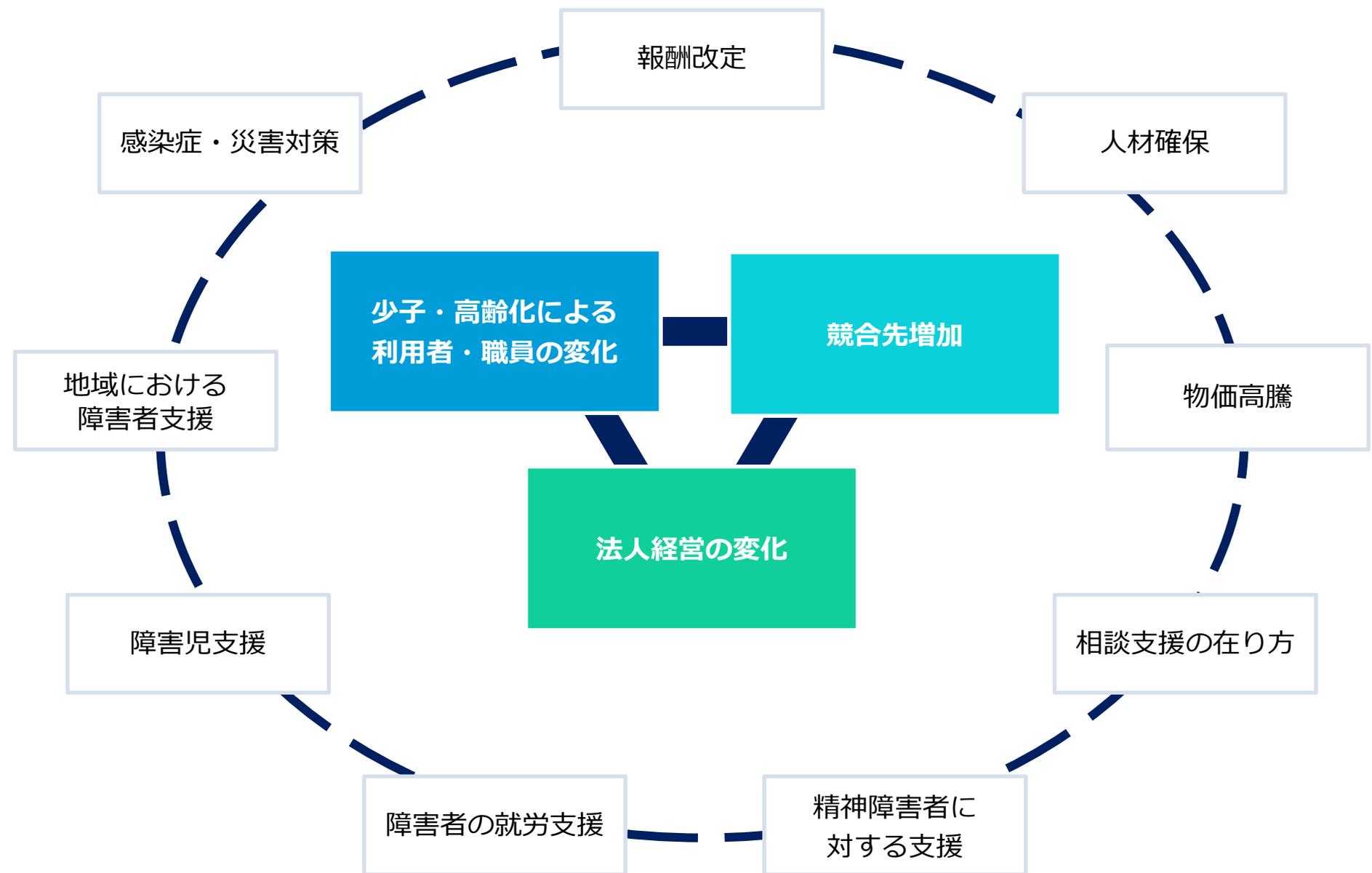
障害福祉サービス事業所の経営状況

- 経営指標の見方
- 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の経営状況

2024年度障害福祉サービス等報酬改定に関するアンケート調査結果

- アンケート概要
- 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の結果

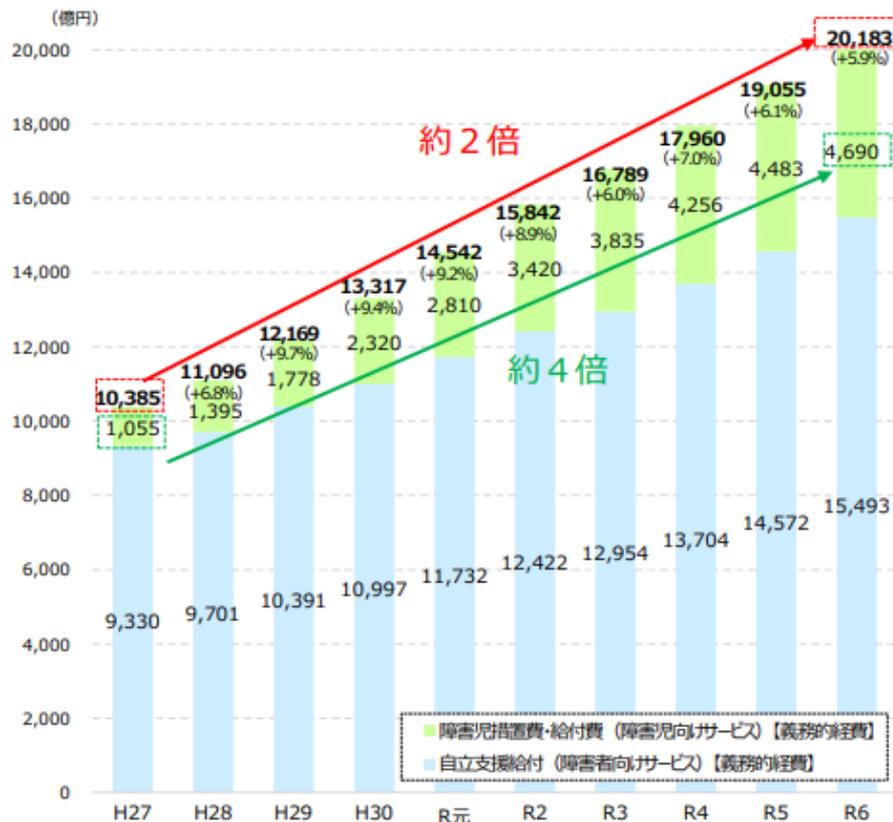
障害福祉サービスを取り巻く状況



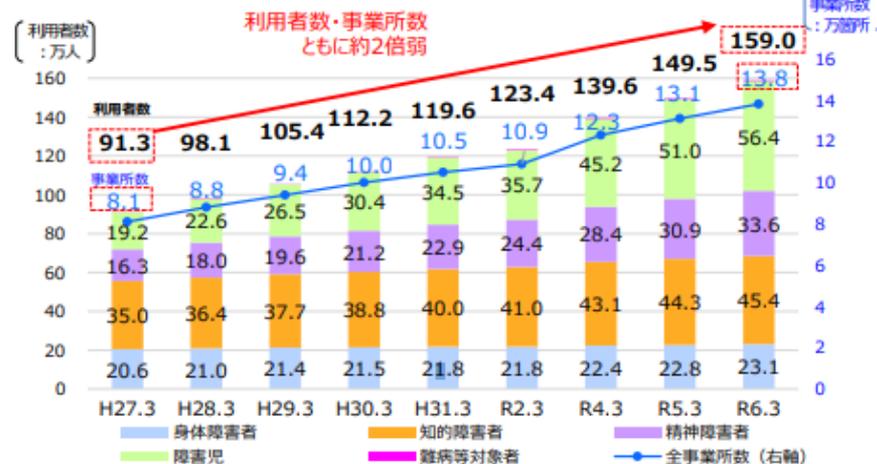
障害福祉サービス等の利用者数・事業所数の推移

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で倍増（うち、障害児向けサービスは約4倍に増加）しており、利用者数や事業所数も約2倍弱に増加。
- 障害福祉サービス等予算額の過去10年間平均の伸び率は、社会保障関係費全体に比して約3倍であり、著しく高い伸び。

◆ 障害福祉サービス等予算額の推移（当初予算）

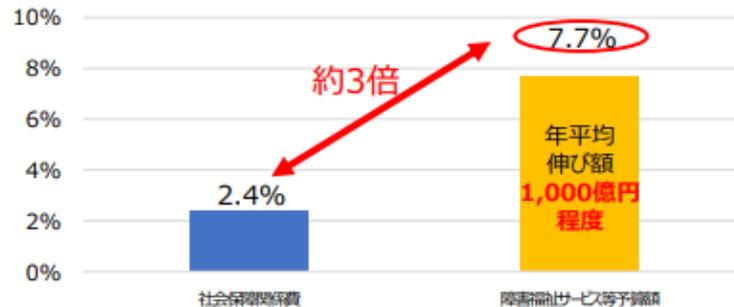


◆ 障害福祉サービス等の利用者数・事業所数の推移



(出所) 国保連データを基に作成。
 (注) 利用者数・事業所数ともに各年3月時点。複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

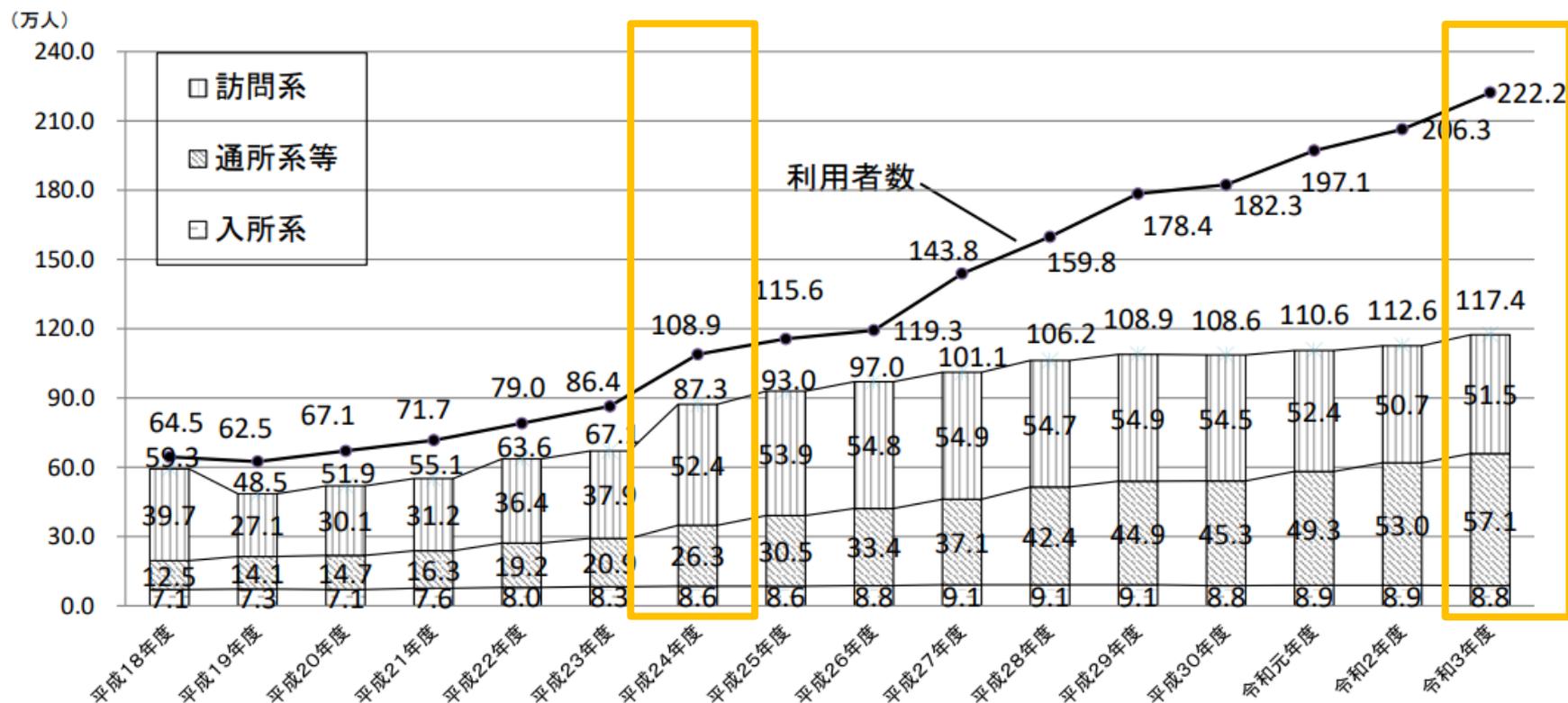
◆ 社会保障関係費の伸び率との比較（H27年度～R6年度）



(出典：財政制度分科会 (2024.11.13))

障害福祉分野の福祉・介護職員数の推移（推定値）

○ 障害者自立支援法施行以降、障害福祉サービス等の利用者数は15年間で3倍以上に増加している。サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は15年間で約2倍となっている。



【出典】厚生労働省「社会福祉施設等調査」に基づき社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1) 平成21～29年度の数値は、回収率の割り戻しにより補正し推計したもの。平成30年度からは、調査結果が全施設・事業所の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

注2) 従事者数及び利用者数は各年の10月1日現在の数値である。

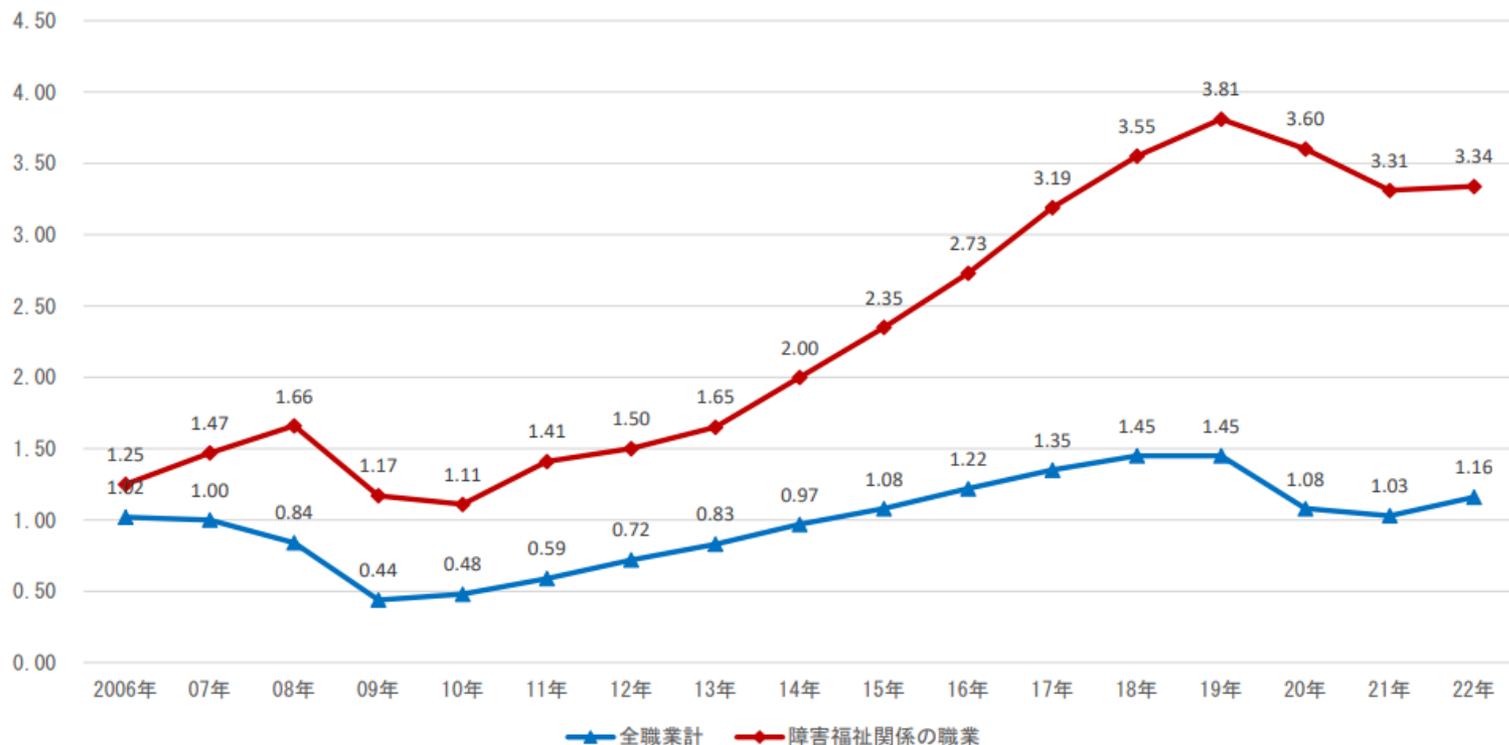
注3) 従事者数は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象となる直接処遇職員について、常勤、非常勤を含めた実人員数を各サービス・事業で合計したものである。

注4) 各年度の「社会福祉施設等調査」の結果を踏まえ、障害者自立支援法、障害者総合支援法のサービス及び児童福祉法のサービスを含めているが、年度によってサービスの新設・廃止があるため、年度間の比較には留意が必要。

(出典：第43回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(2023.11.29))

障害福祉関係分野職種における労働市場の動向（有効求人倍率の動向）

- 障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移している。
- 中央福祉人材センターによると、障害福祉分野を第一希望とする求職者の有効求人倍率は6.88（令和4年度実績）※注4



【出典】厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1) 上記はパートタイムを含む常用の数値。常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。パートタイムとは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

注2) 上記の数値は、新規学卒者及び新規学卒者求人を除いたものである。

注3) 「障害福祉関係の職業」は、2012年以前は「社会福祉専門の職業」の数値。2013年以降は、「社会福祉の専門的職業（保育士、福祉相談員等）」と「介護サービスの職業」を合計した数値。

注4) 「令和4年度 福祉分野の求人求職動向(福祉人材センター・バンク 職業紹介実績報告)」社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉人材センター

(出典：第43回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(2023.11.29))

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（概要）

I 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

1. 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- 障害者支援施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。
グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
- 施設から地域移行した者がいる場合に加算で評価
- 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、障害者の緊急時の受入れや地域移行の推進に取り組む相談支援事業者を評価
- グループホームにおける食材料費等の適切な管理の徹底、外部の目を定期的に入れる取組
- 居宅介護及び重度訪問介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分の追加や単位の見直しを実施
- 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
- 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価

2. 医療と福祉の連携の推進

- 医療的ケアが必要な者への喀痰吸引や入浴支援等の促進
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
- 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用について、障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化

3. 精神障害者の地域生活の包括的な支援

- 多職種による包括的支援を中心とした、回復期の入院患者に対する医療や入退院の支援等を含めた医療提供体制の評価
- ※ 診療報酬改定については、中医協において議論

II 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

1. 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

- 児童発達支援センターの機能強化
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける総合的な支援の推進、時間区分創設、関係機関との連携強化
- 支援ニーズの高い児への支援や家族支援の評価拡充
- インクルージョンの取組や保育所等訪問支援の評価拡充
- 障害児入所施設の家庭的な環境確保や移行支援の充実

2. 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

- 就労継続支援A型の生産活動収支の改善等を評価
- 就労継続支援B型における平均工賃月額の上昇を評価
- 就労選択支援の円滑な実施のための人員配置基準等の設定

III 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

- 処遇改善加算の一本化。必要な水準とあわせ、処遇改善に構造的につながる仕組みを構築
- 障害者支援施設における見守り機器導入による加算要件の緩和
- 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化
- 経営実態調査を踏まえた経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し
- 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間毎の区分を追加
- 補足給付の基準費用額について経営実態調査等の結果を踏まえた見直し

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：**+1.12%**（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）
- 今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、**障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップ**へと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。
- 2月6日に報酬改定案のとりまとめ、パブコメを実施した上で、3月に報酬告示の改正、関係通知の発出。原則として令和6年4月1日に施行。

- 障害福祉分野の人材確保のため、**介護並びの処遇改善を行う**とともに、**障害者が希望する地域生活の実現**に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、**新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点**から、経営実態を踏まえた**サービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定**を行う。

○ 障害者が希望する地域生活の実現

- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
- ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合に、入所定員を減らした場合を評価するための加算を創設
- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実 等

○ 多様なニーズに応える専門性・体制の評価

- ・ 強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
- ・ 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケア体制の充実（生活介護・施設・短期入所等）
- ・ 児童発達支援センターの機能強化、児童発達支援・放課後等デイサービスの総合的な支援の推進。支援ニーズの高い児や家族への支援の評価充実、インクルージョンの推進 等

○ 支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価

- ・ 生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間に応じた評価の導入。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間での算定を基本とするなど一定の配慮を設ける
- ・ グループホーム、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいても、サービス提供時間に応じた評価を導入
- ・ 就労継続支援A型における生産活動収支や、就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた評価
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通） 等

○ その他

- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）を見直し 等

（出典：第141回社会保障審議会障害者部会（2024.7.4））

障害福祉サービスを取り巻く状況

- 2024年度障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス事業所の経営状況

- 経営指標の見方
- 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の経営状況

2024年度障害福祉サービス等報酬改定に関するアンケート調査結果

- アンケート概要
- 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の結果

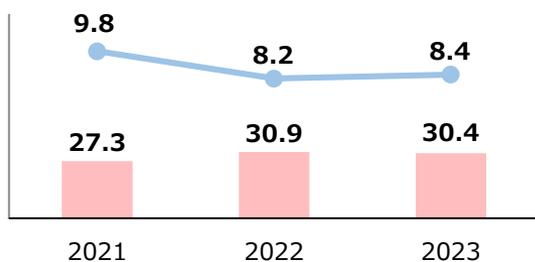
障害福祉サービスの経営状況の推移

サービス活動増減差額率（折れ線グラフ）と赤字事業所割合（棒グラフ）の推移

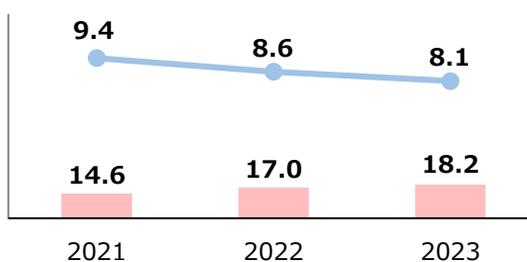
（単位：％）

※施設入所支援、短期入所、生活介護

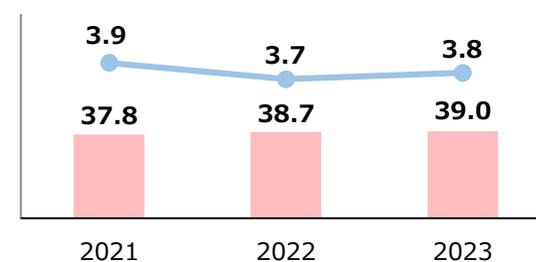
生活介護



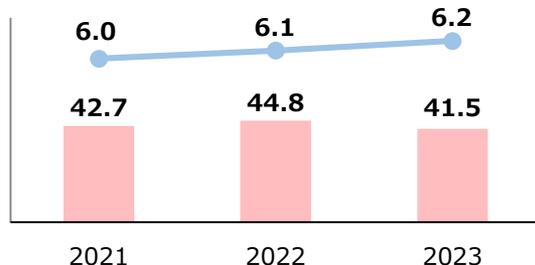
障害者支援施設*



共同生活援助



就労移行支援



就労継続支援A型



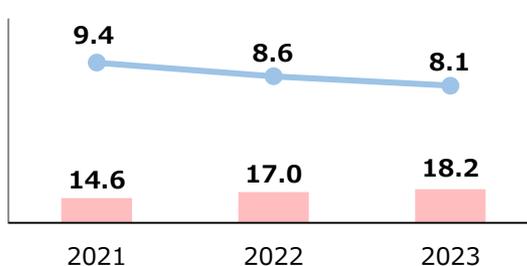
就労継続支援B型



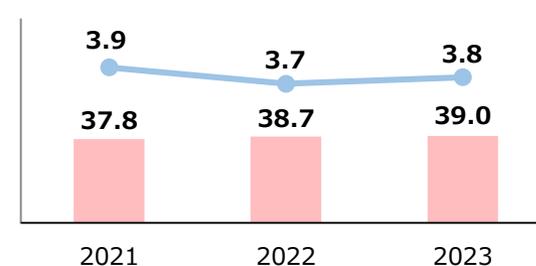
児童発達支援



児童発達支援センター

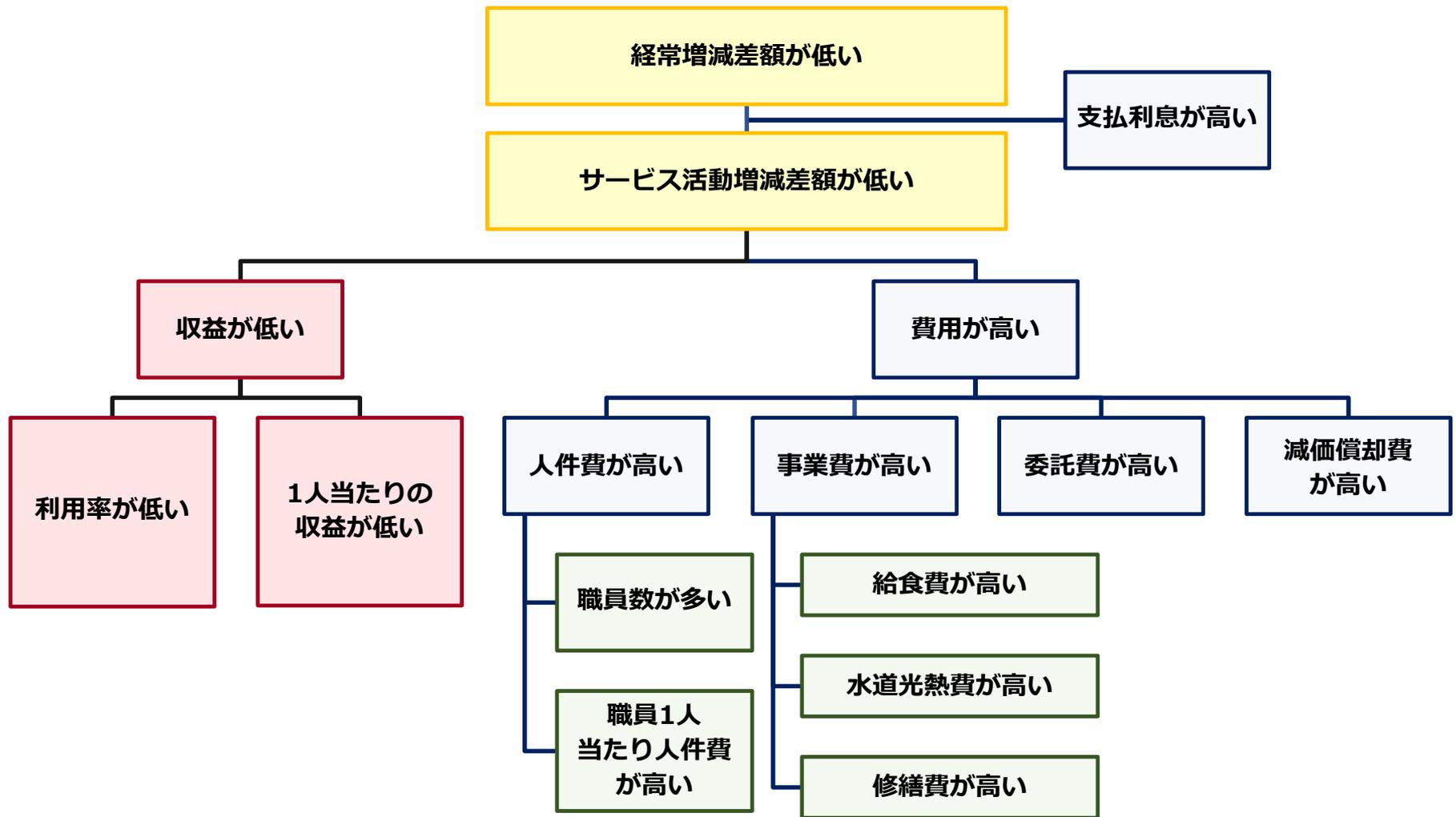


放課後等デイサービス

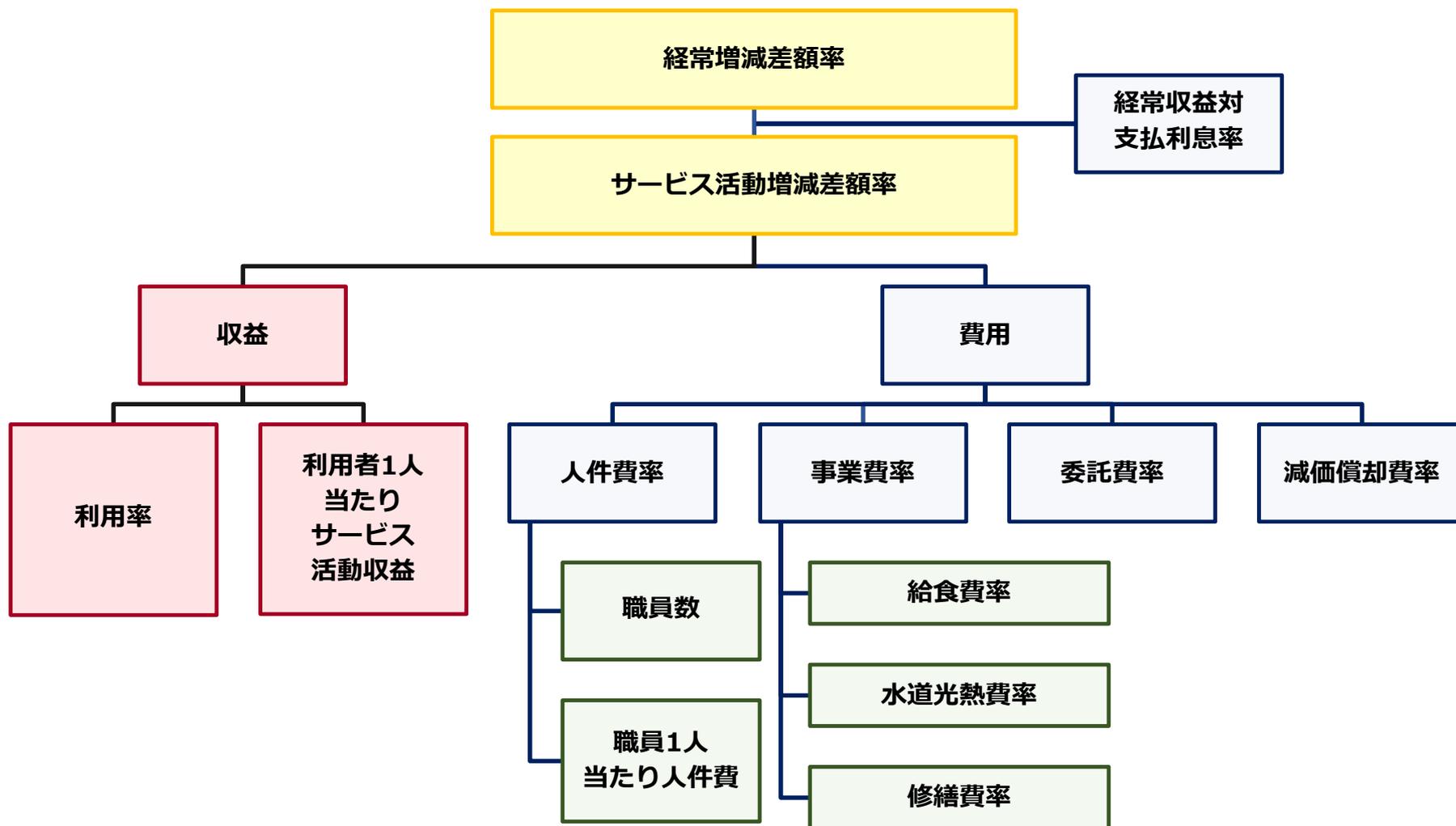


（出典：機構貸付先データ）

課題発見の重要性

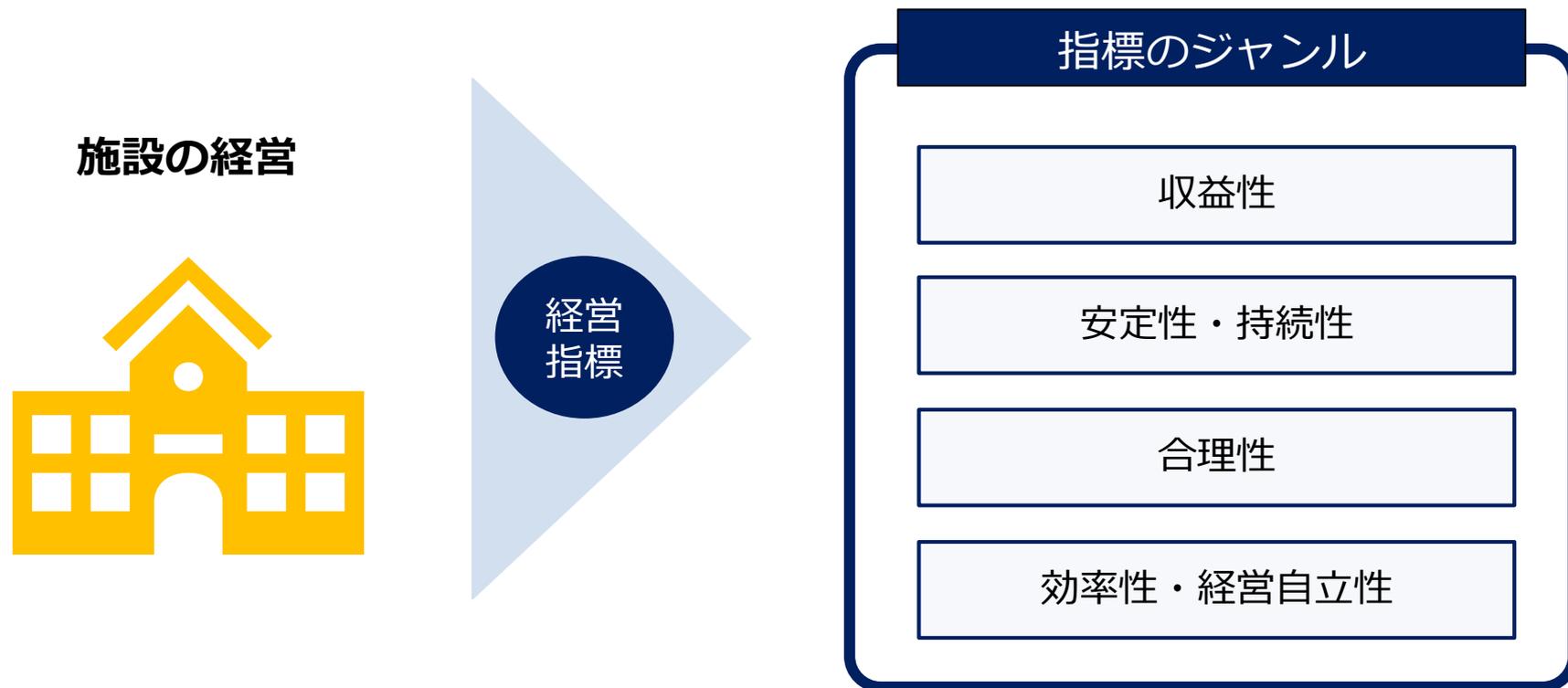


経営指標での比較



経営指標を確認し、他法人と比較することで、良し悪しを判断

経営指標のジャンル



- 財務諸表は法人の経営状態を把握する、貴重なデータの宝庫
- ただし、データが多すぎてただ眺めるだけでは分析は困難
- そこで、上記の視点に基づき「経営指標」を基に分析を行う

収益性

収益そのものから得られた増減差額や従事者1人当たりの生産性を図るための指標です。

- サービス活動増減差額比率
- 経常増減差額比率
- 従事者1人当たりサービス活動収益

サービス活動増減差額比率

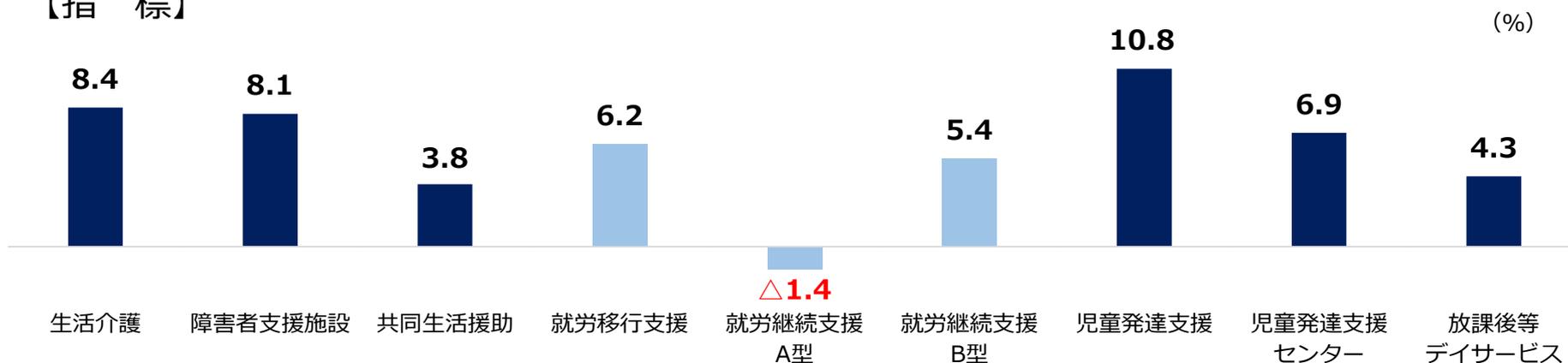
【計算式】

$$\text{サービス活動増減差額比率 (\%)} = \frac{\text{サービス活動増減差額}}{\text{サービス活動収益}}$$

【説明】

- 本業であるサービス活動収益から得られた増減差額を示す指標
- 本指標の値が**高いほど収益性が高い**事業といえる
- 施設運営の状況を把握する一般的な経営指標で、一般企業の営業利益率に相当する

【指標】



(出典：機構貸付先データ | 2023年度)

経常増減差額比率

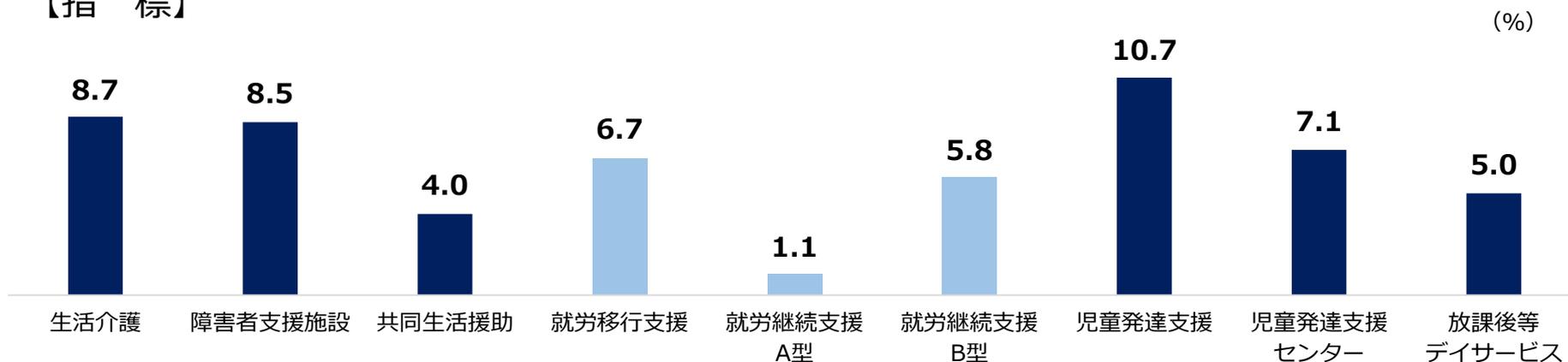
【計算式】

$$\text{経常増減差額比率 (\%)} = \frac{\text{経常増減差額}}{\text{経常収益 (サービス活動収益 + サービス活動外収益)}}$$

【説明】

- 本業であるサービス活動収益に受取利息等のサービス活動外収益を加えた、施設に通常発生している収益から得られた増減差額を示す指標
- 本指標の値が高いほど収益性が高い事業といえる

【指標】



(出典：機構貸付先データ | 2023年度)

従事者1人当たりサービス活動収益

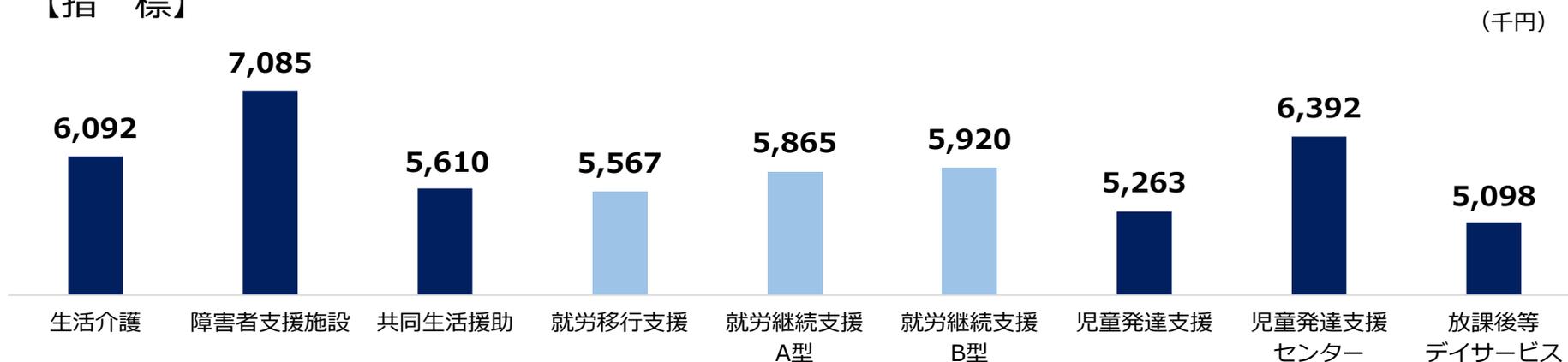
【計算式】

$$\text{従事者1人当たりサービス活動収益（千円）} = \frac{\text{サービス活動収益}}{\text{年間平均従事者数}}$$

【説明】

- 従事者1人当たり、どの程度のサービス活動収益を得ているかによって効率を判断する指標
- 本指標の値が**大きいほど**職員の収益獲得力が高いことから、**収益増加あるいは費用削減に寄与することになる**

【指標】



(出典：機構貸付先データ | 2023年度)

合理性

人件費や委託費、事業費などの費用の適切性を把握します。

- 人件費率
- 経費率
- 従事者1人当たり人件費
- 水道光熱費率

その他にも

事業費率、事務費率、減価償却費率、支払利息率、付加価値率、
国庫補助金等特別積立金取崩額比率、固定資産老朽化率 など

人件費率

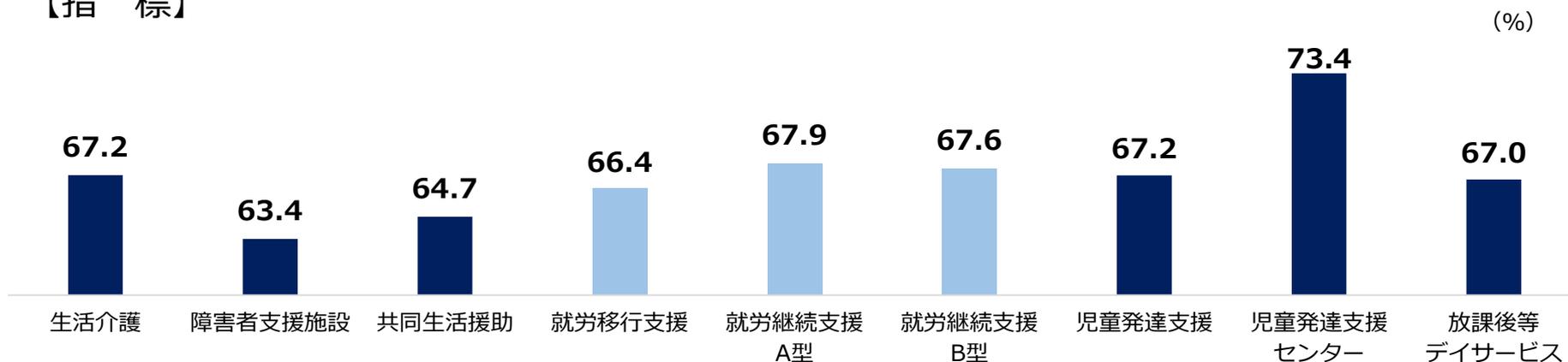
【計算式】

$$\text{人件費率 (\%)} = \frac{\text{人件費}}{\text{サービス活動収益}}$$

【説明】

- サービス活動収益に対する人件費の占める割合を示す指標
- 本指標の値が**低いほど収益に対する費用の負担は軽くなるが、良質なサービスを提供するうえでは人材確保は不可欠となるため、適切な値に留めることも重要**
- なお、都市部等、人材確保に関する競争業種が多く存在する場合には、その影響を受けることがある

【指標】



(出典：機構貸付先データ | 2023年度)

従事者1人当たり人件費

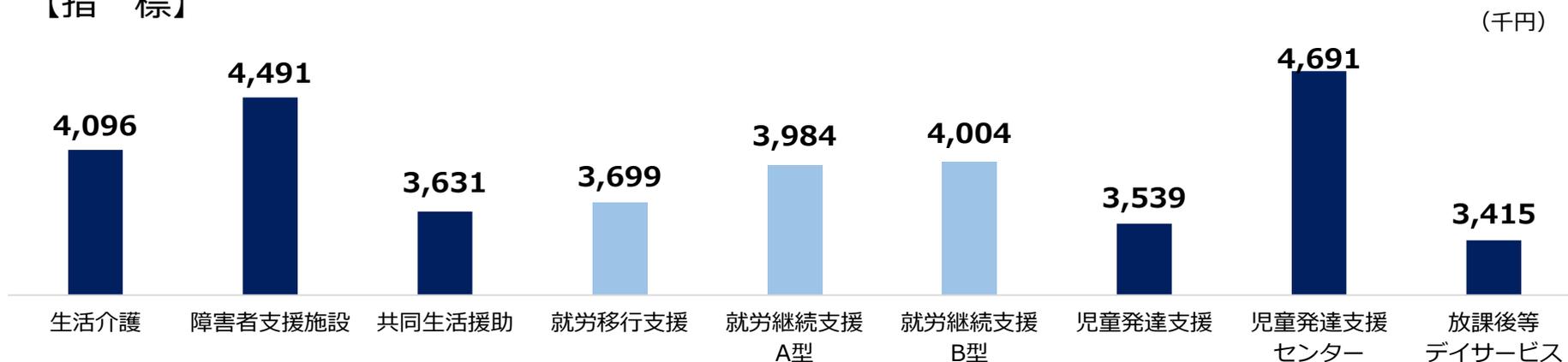
【計算式】

$$\text{従事者1人当たり人件費（千円）} = \frac{\text{人件費}}{\text{年間平均従事者数}}$$

【説明】

- 従事者1人にかかる平均人件費から給与水準を示す指標
- 本指標の値が小さいほど費用削減に寄与することになるが、良質なサービスを提供するうえで人材確保は不可欠となるため、適切な値に留めることも重要
- なお、都市部等、人材確保に関する競争業種が多く存在する場合には、その影響を受けることがある

【指標】



(出典：機構貸付先データ | 2023年度)

経費率

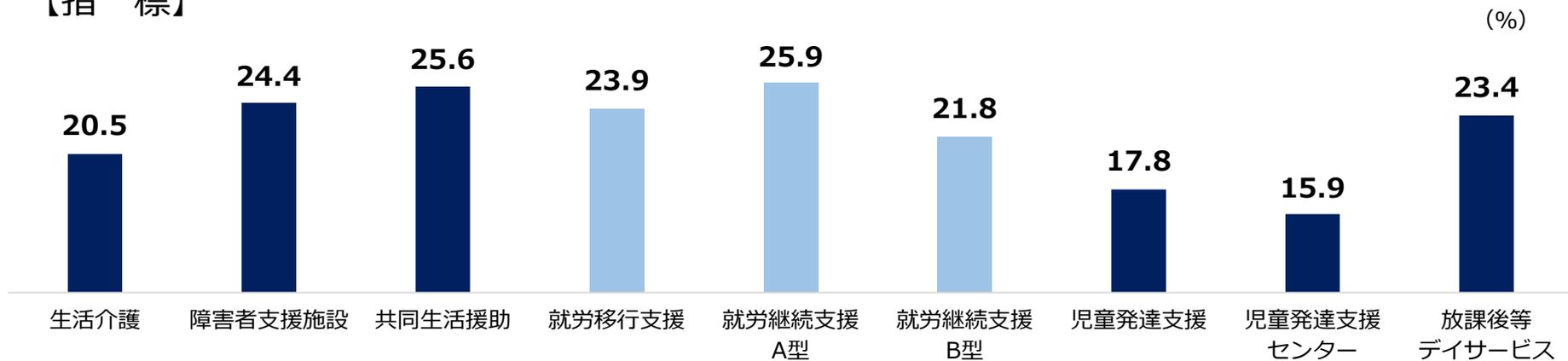
【計算式】

$$\text{経費率 (\%)} = \frac{\text{経費 (事業費 + 事務費)}}{\text{サービス活動収益}}$$

【説明】

- サービス活動収益に対する経費の占める割合を示す指標
- 本指標の値が**低いほど収益に対する費用の負担は軽くなるが、良質なサービスを提供するうえで適切な値に留めることも重要**

【指標】



(出典：機構貸付先データ | 2023年度)

水道光熱費率

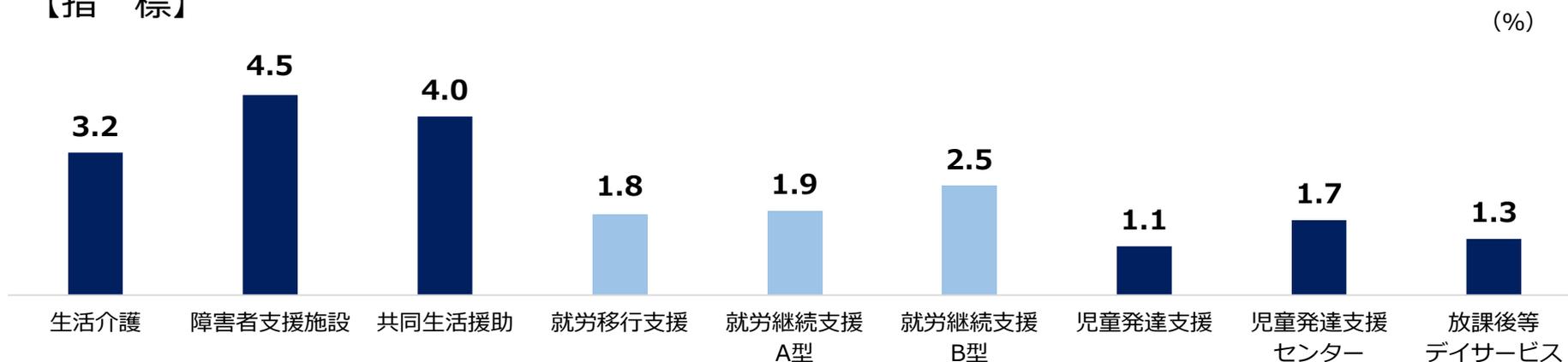
【計算式】

$$\text{水道光熱費率 (\%)} = \frac{\text{水道光熱費} + \text{燃料費}}{\text{サービス活動収益}}$$

【説明】

- サービス活動収益に対する水道光熱費の占める割合を示す指標
- 本指標の値が**低いほど収益に対する費用の負担は軽くなるが、事業を実施する地域や建物の規模などに影響を受ける指標**

【指標】



(出典：機構貸付先データ | 2023年度)

障害福祉サービスを取り巻く状況

- 2024年度障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス事業所の経営状況

- 経営指標の見方
- 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の経営状況

2024年度障害福祉サービス等報酬改定に関するアンケート調査結果

- アンケート概要
- 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の結果

就労移行支援の経営指標（同一事業所）

2022/2023年度

指標	就労移行支援（n=105）		
	2022'	2023'	2023'-2022'
定員数 (人)	14.6	14.5	△0.1
年間営業日数 (日)	265.7	266.2	0.5
利用率 (%)	74.4	71.3	△3.0
利用者1人1日当たりサービス活動収益 (円)	11,898	12,109	211
1施設当たり従事者数 (人)	5.8	5.7	△0.1
利用者10人当たり従事者数 (人)	5.34	5.54	0.20
人件費率 (%)	65.9	66.9	1.0
経費率 (%)	23.9	24.3	0.4
うち水道光熱費率 (%)	2.1	1.9	△0.2
減価償却費率 (%)	2.4	2.5	0.2
サービス活動増減差額比率 (%)	6.5	5.2	△1.3
経常増減差額比率 (%)	7.4	5.3	△2.1
従事者1人当たりサービス活動収益 (千円)	5,998	5,888	△110
従事者1人当たり人件費 (千円)	3,952	3,938	△14
赤字事業所割合 (%)	41.9	40.0	△1.9
就労支援事業収益 (千円)	3,448	3,404	△44
就労支援事業費用 (千円)	3,068	3,100	32
就労支援事業増減差額 (千円)	380	304	△76

就労継続支援A型の経営指標（同一事業所）

2022/2023年度

指標	就労継続支援A型（n=217）		
	2022'	2023'	2023'-2022'
定員数（人）	19.4	19.5	0.1
年間営業日数（日）	287.9	289.5	1.7
利用率（%）	77.2	76.7	△0.4
利用者1人1日当たりサービス活動収益（円）	9,245	9,324	79
利用者1人1月当たり平均賃金（円）	94,960	100,841	5,880
1施設当たり従事者数（人）	7.0	7.1	0.1
利用者10人当たり従事者数（人）	4.73	4.78	0.05
人件費率（%）	67.7	68.3	0.6
経費率（%）	24.0	24.0	△0.0
うち水道光熱費率（%）	2.1	2.0	△0.1
減価償却費率（%）	4.9	4.9	△0.1
サービス活動増減差額比率（%）	1.2	0.7	△0.5
経常増減差額比率（%）	4.2	3.2	△0.9
従事者1人当たりサービス活動収益（千円）	5,761	5,750	△12
従事者1人当たり人件費（千円）	3,901	3,927	26
赤字事業所割合（%）	44.7	41.5	△3.2
就労支援事業収益（千円）	59,029	62,508	3,479
就労支援事業費用（千円）	58,828	60,858	2,030
就労支援事業増減差額（千円）	201	1,650	1,449

就労継続支援B型の経営指標（同一事業所）

2022/2023年度

指標	就労継続支援B型（n=1,773）		
	2022'	2023'	2023'-2022'
定員数 (人)	24.1	24.1	0.1
年間営業日数 (日)	264.4	265.7	1.3
利用率 (%)	82.5	82.1	△0.4
利用者1人1日当たりサービス活動収益 (円)	8,252	8,355	104
利用者1人1月当たり平均工賃 (円)	17,894	21,654	3,760
1施設当たり従事者数 (人)	7.2	7.3	0.1
利用者10人当たり従事者数 (人)	3.64	3.72	0.08
人件費率 (%)	67.8	68.1	0.3
経費率 (%)	21.5	21.3	△0.2
うち水道光熱費率 (%)	2.9	2.6	△0.3
減価償却費率 (%)	4.2	4.2	△0.1
サービス活動増減差額比率 (%)	5.9	5.8	△0.1
経常増減差額比率 (%)	6.5	6.3	△0.2
従事者1人当たりサービス活動収益 (千円)	6,024	6,006	△18
従事者1人当たり人件費 (千円)	4,087	4,092	5
赤字事業所割合 (%)	35.8	35.6	△0.2
就労支援事業収益 (千円)	14,398	15,215	817
就労支援事業費用 (千円)	14,289	15,054	765
就労支援事業増減差額 (千円)	109	162	52

障害福祉サービスを取り巻く状況

- 2024年度障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス事業所の経営状況

- 経営指標の見方
- 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の経営状況

2024年度障害福祉サービス等報酬改定に関するアンケート調査結果

- アンケート概要
- 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の結果

2024年度障害福祉サービス等報酬改定に関するアンケート調査結果

アンケート概要

- 対象
- 下記、障害福祉サービス等事業を運営する3,359法人
- 生活介護
 - 施設入所支援
 - 共同生活援助
 - 就労移行支援
 - 就労継続支援A型
 - 就労継続支援B型
 - 児童発達支援
 - 放課後等デイサービス

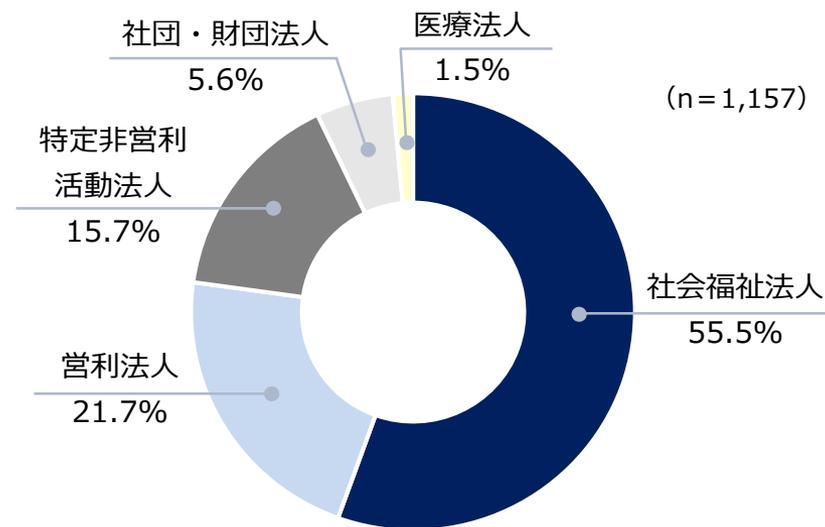
回答数 1,157法人

回答率 34.4%

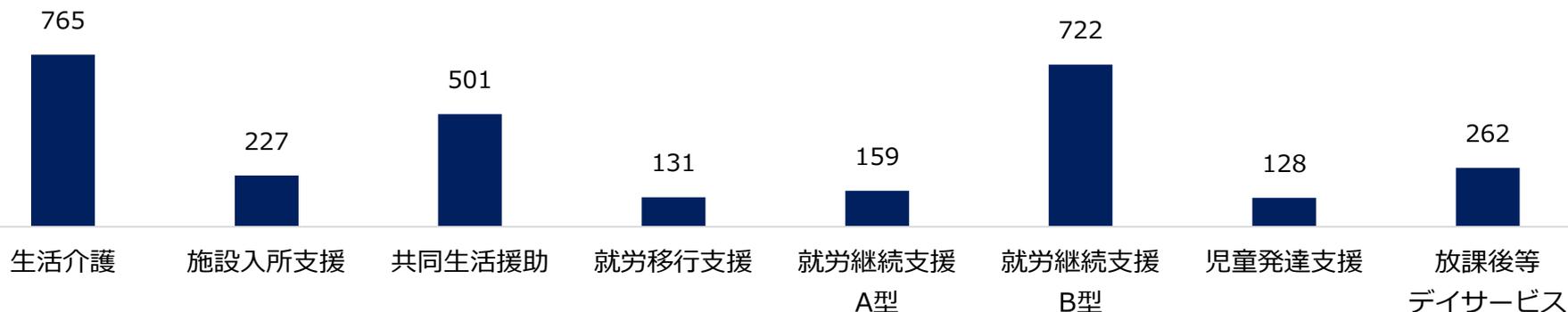
実施期間 2024年12月16日（月）～2025年1月17日（金）

方法 Webアンケート

経営主体別割合



施設・事業別回答数



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
 <職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等>
 - ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
 <地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月>
 - ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
 <基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等>
 - ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
 <障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等>
 - ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
 <虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等>
 - ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
 <栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長>
 - ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
 <基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円>
 - ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
 <管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等>
- ## 2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）
- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
 <特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加>
 - ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
 <入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上>
 - ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
 <居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等>

3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
 <生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける>
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
 <人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等>
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
 <緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等>
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
 <医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等>

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
 <意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等>
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定
 <基本報酬で対応。生活介護も同様の対応>
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
 <地域移行支援体制加算【新設】>
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
 <自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等>
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
 <グループホームの基本報酬の見直し>
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
 <運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化>

（出典：厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」）

福祉・介護職員等処遇改善加算について

算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率（※）	区分	要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
[8.1%]	Ⅰ	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等） 	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
[8.0%]	Ⅱ	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） グループごとの配分ルール【撤廃】 	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
[6.7%]	Ⅲ	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
[5.5%]	Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

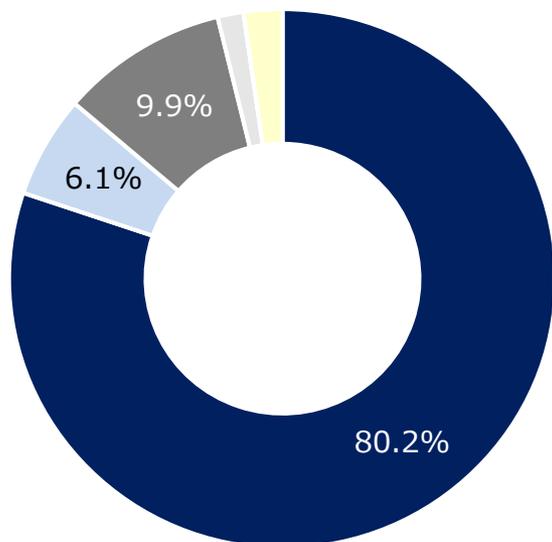
※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

（出典：厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」）

福祉・介護職員等処遇改善加算の算定状況

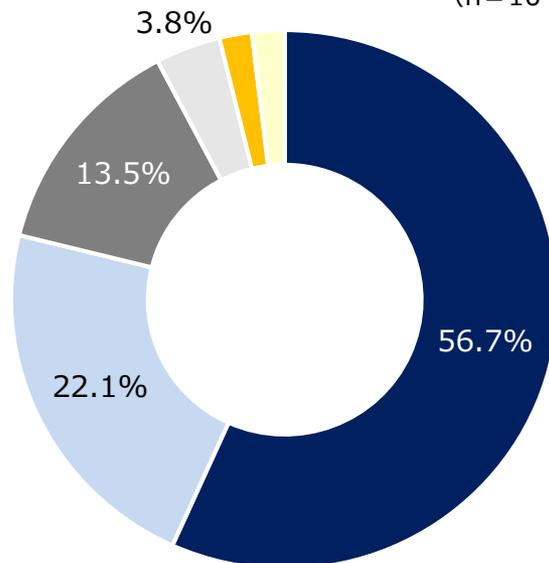
就労移行支援

(n=131)



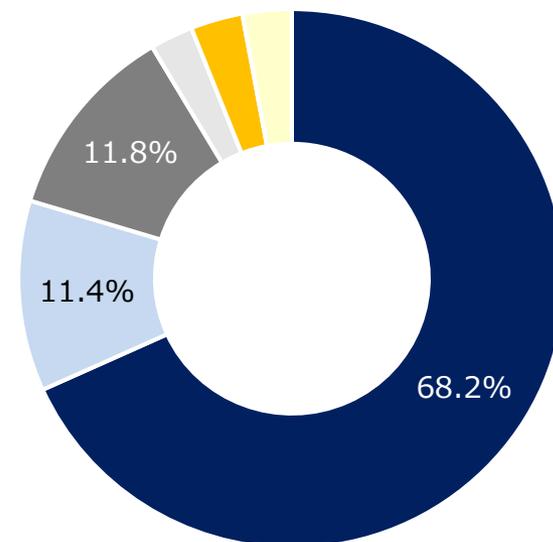
就労継続支援A型

(n=104)



就労継続支援B型

(n=551)



■ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)

■ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)

■ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)

■ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)

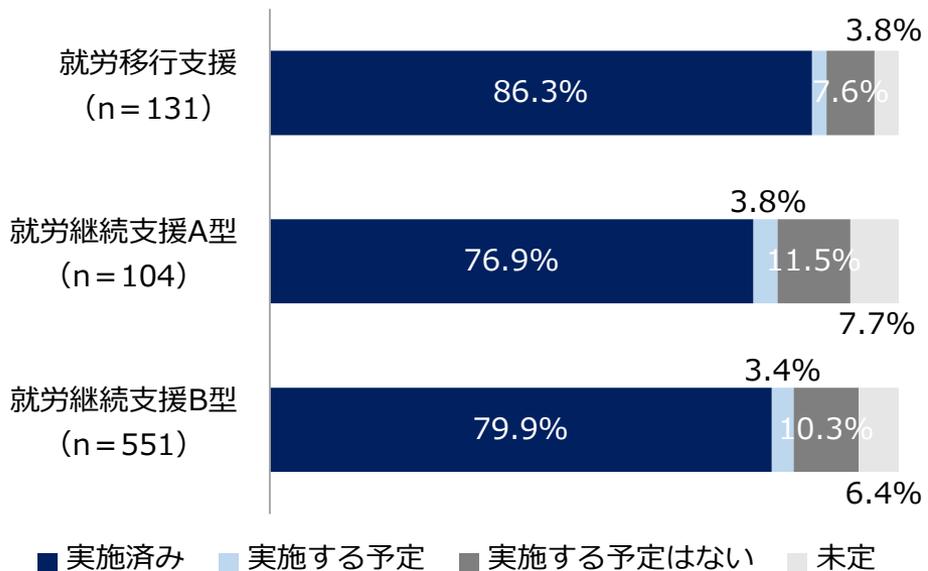
■ 福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)

■ 算定していない

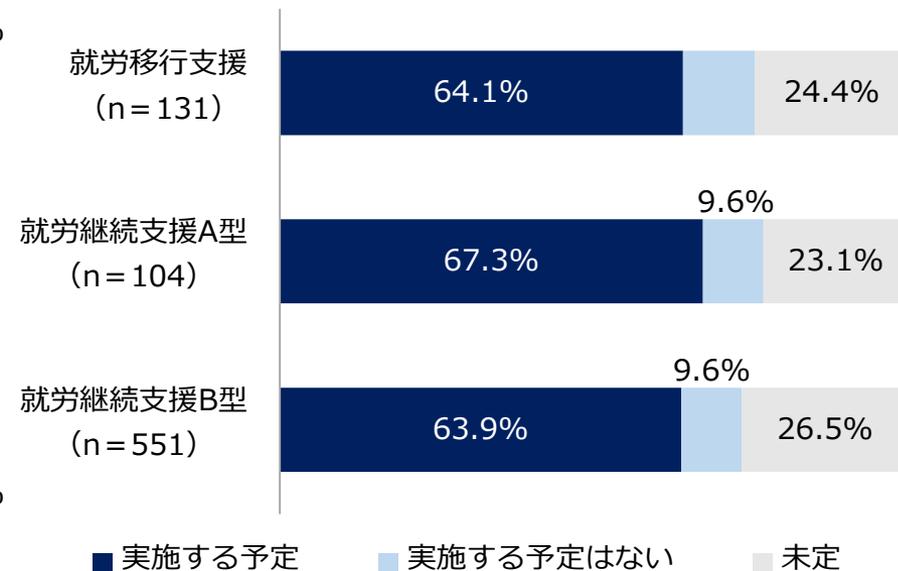
注) 3%未満は記載を省略 (以降、同様)

今後のベースアップ予定

2024年度



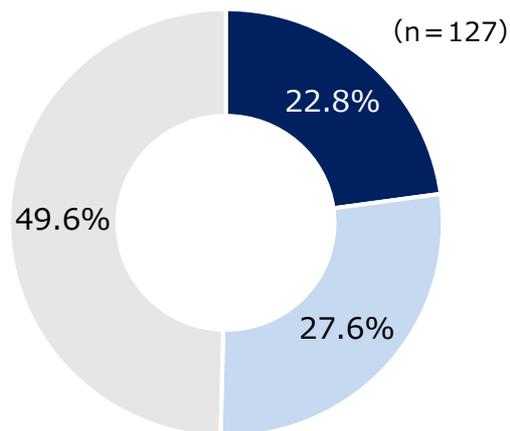
2025年度



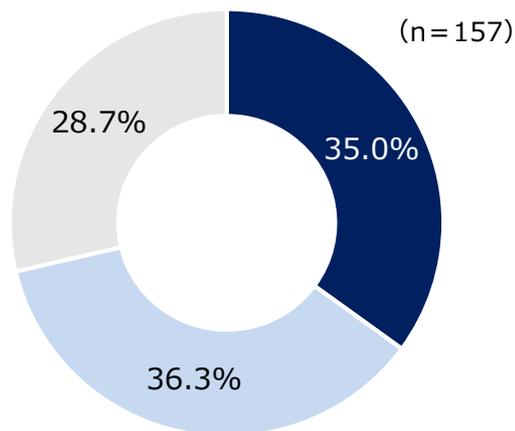
今後のベースアップ予定	2024年度		2025年度	
	事業所数	中央値	事業所数	中央値
就労移行支援	116	2.5%	84	2.0%
就労継続支援A型	84	3.0%	70	2.6%
就労継続支援B型	459	2.5%	352	2.0%

サービス活動収益の状況

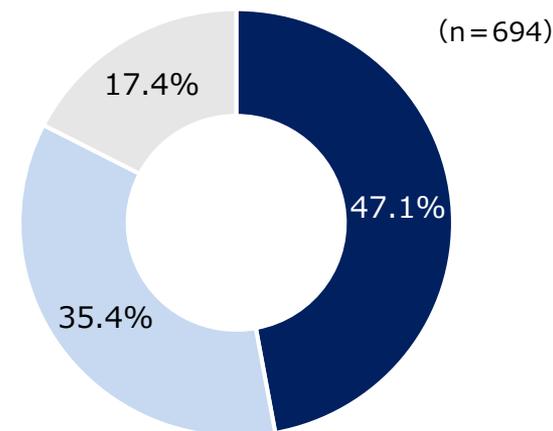
就労移行支援



就労継続支援A型



就労継続支援B型

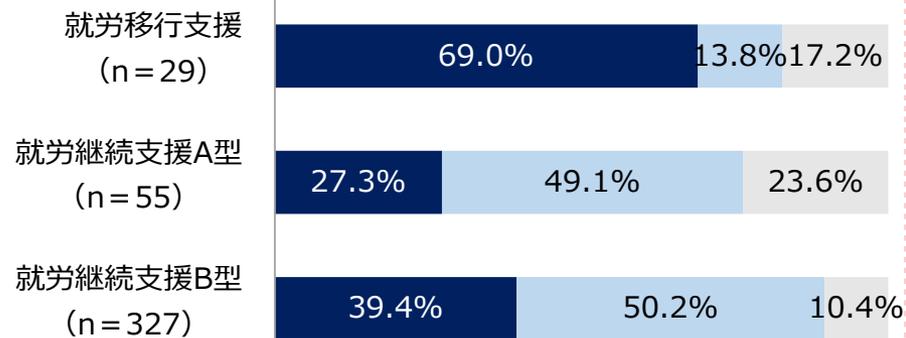


■ 増加 (+2%以上)

■ 横ばい

■ 減少 (△2%以上)

増収した主な要因

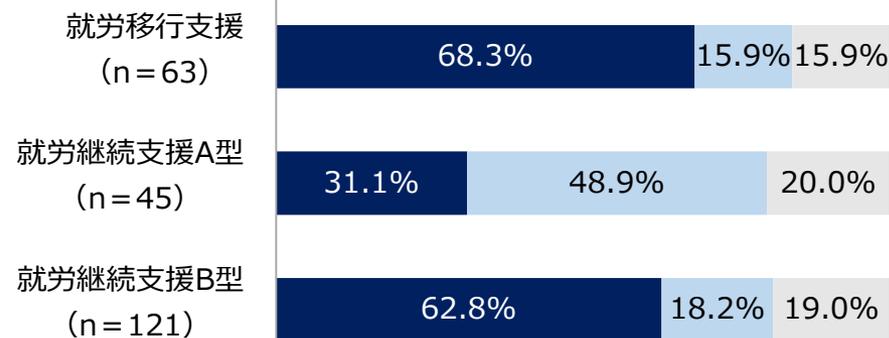


■ 利用率の変化

■ 利用者単価の変化

■ その他

減収した主な要因



■ 利用率の変化

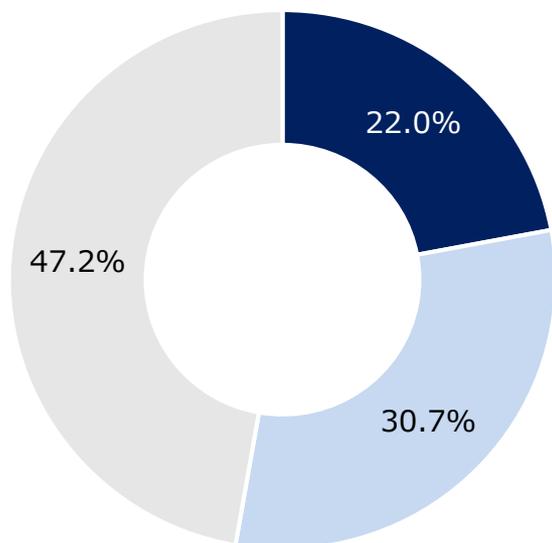
■ 利用者単価の変化

■ その他

サービス活動増減差額の状況

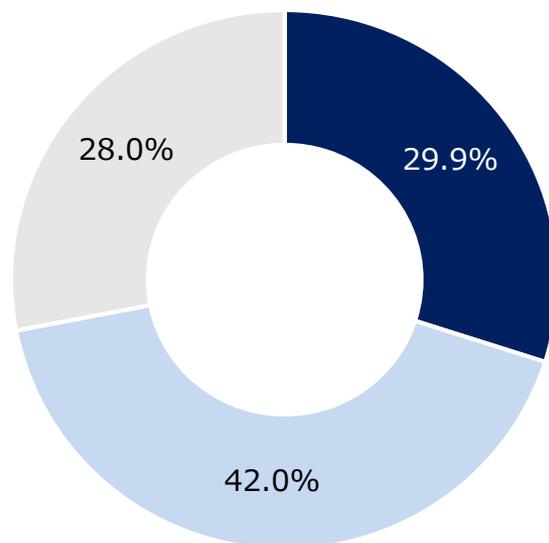
就労移行支援

(n=127)



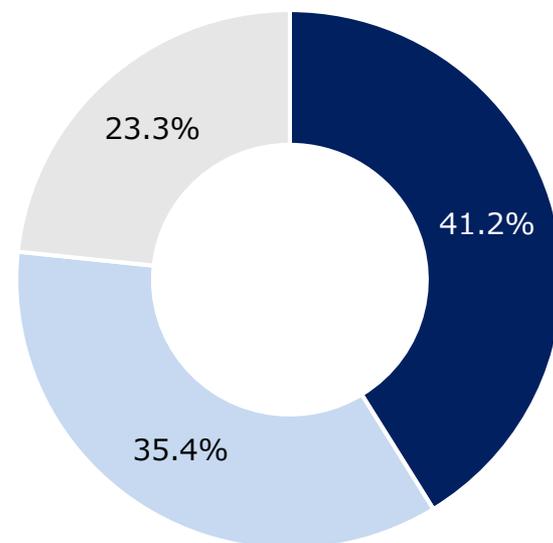
就労継続支援A型

(n=157)



就労継続支援B型

(n=694)



■ 増加 (+2%以上)

■ 横ばい

■ 減少 (△2%以上)

(参考) 就労移行支援に関する改定項目

就労移行支援事業の安定的な事業実施



就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- 利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【支援計画会議実施加算】583単位/回
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

- ・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【見直し後】

【地域連携会議実施加算】(Ⅰ)583単位/回

- ・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】(Ⅱ)408単位/回

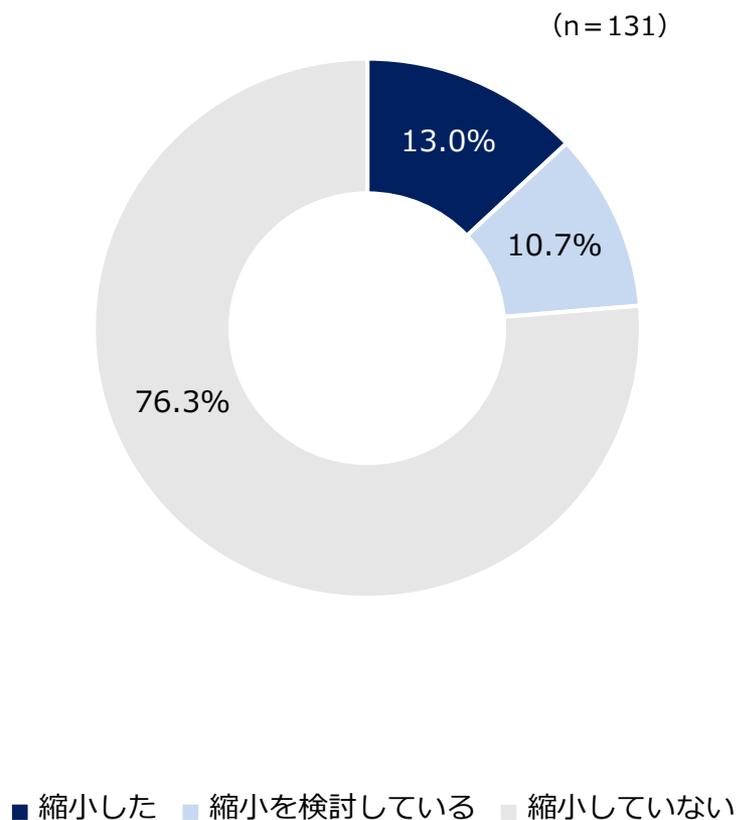
- ・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

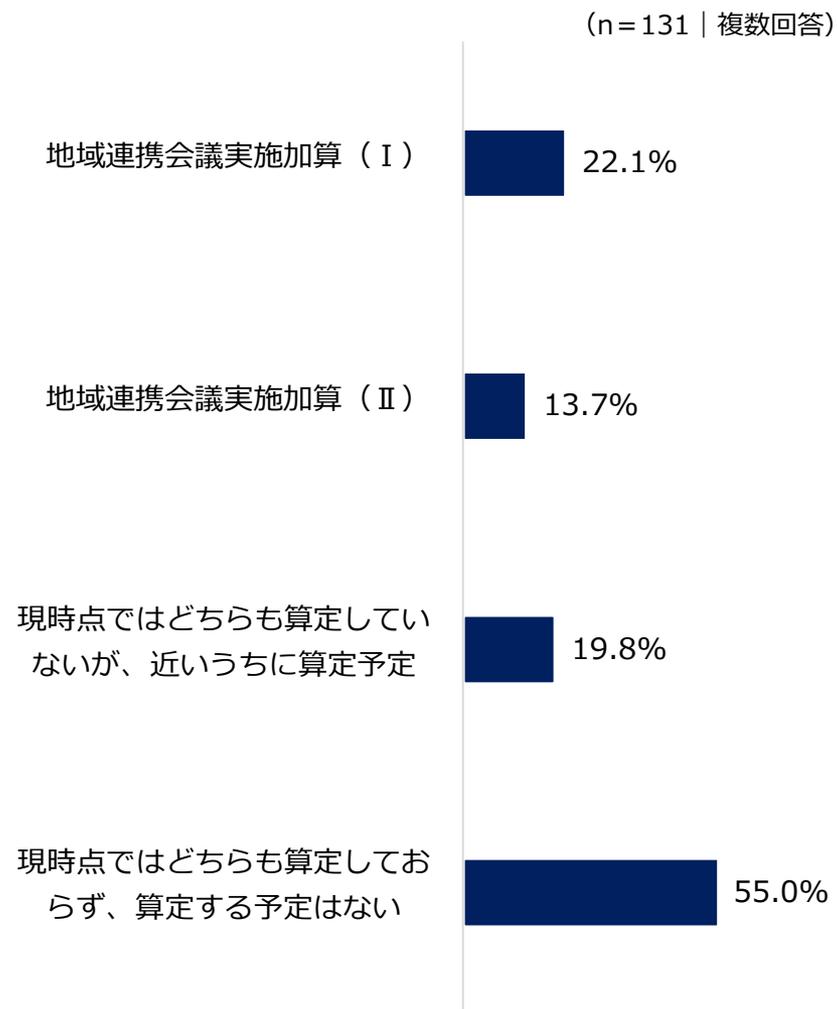


就労移行支援に関する改定項目（アンケート結果）

利用定員規模の見直しによる定員の縮小の実施状況



地域連携会議実施加算の算定状況



(参考) 就労継続支援A型に関する改定項目

就労継続支援A型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。
 - ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
 - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
 - ・ 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
 - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
 - ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～ <u>90</u> 点で評価
生産活動	前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況により評価	<u>-20</u> 点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～ <u>15</u> 点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～ <u>15</u> 点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	<u>-50</u> 点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	<u>0</u> 点～10点で評価

就労継続支援A型に関する改定項目（アンケート結果）

今次改定前の平均評価点

(n=141)

評価指標	範囲	評価点
労働時間	5点～80点	47.7点
生産活動	5点～40点	25.7点
多様な働き方	0点～35点	28.5点
支援力向上	0点～35点	25.7点
地域連携活動	0点～10点	8.2点
合計		135.9点



今次改定後の平均評価点

(n=141)

評価指標	範囲	評価点
労働時間	5点～90点	52.2点
生産活動	-20点～60点	39.1点
多様な働き方	0点～15点	13.4点
支援力向上	0点～15点	9.3点
地域連携活動	0点～10点	8.5点
経営改善計画	-50点～0点	△0.4点
経営改善の知識 及び能力向上	0点～10点	6.9点
合計		129.0点

(参考) 就労継続支援B型に関する改定項目

就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価

平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を上げ、低い区分の単価を引下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6:1」の報酬体系を創設。

(1) 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	高工賃の事業所を更に評価	従業員配置 6 : 1 (新設) 定員20人以下の場合
4.5万円以上	↑ 単価 引上げ	基本報酬
3.5万円以上4.5万円未満		4.5万円以上 837単位/日
3万円以上3.5万円未満		3.5万円以上4.5万円未満 805単位/日
2.5万円以上3万円未満		3万円以上3.5万円未満 758単位/日
2万円以上2.5万円未満		2.5万円以上3万円未満 738単位/日
1.5万円以上2万円未満		2万円以上2.5万円未満 726単位/日
1万円以上1.5万円未満		1.5万円以上2万円未満 703単位/日
1万円未満		1万円以上1.5万円未満 673単位/日
		1万円未満 590単位/日
	↓ 単価 引下げ	加算
		【目標工賃達成加算】(新設) 10単位/日 目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。
		重度者支援体制加算(現行) 22~56単位/日

(2) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

従業員配置 7.5 : 1 定員20人以下の場合	
定員	基本報酬
	【現行】
20人以下	556単位/日
	【見直し後】
20人以下	530単位/日
従業員配置 6 : 1 (新設) 定員20人以下の場合	
定員	基本報酬
20人以下	584単位/日
+	
ピアサポート実施加算(現行) 100単位/月	
地域協働加算(現行) 30単位/日	
重度者支援体制加算(現行) 22~56単位/日	
【短時間利用減算】(新設) 所定単位数の70%算定	
利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合(個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外)	

平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

【現行】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

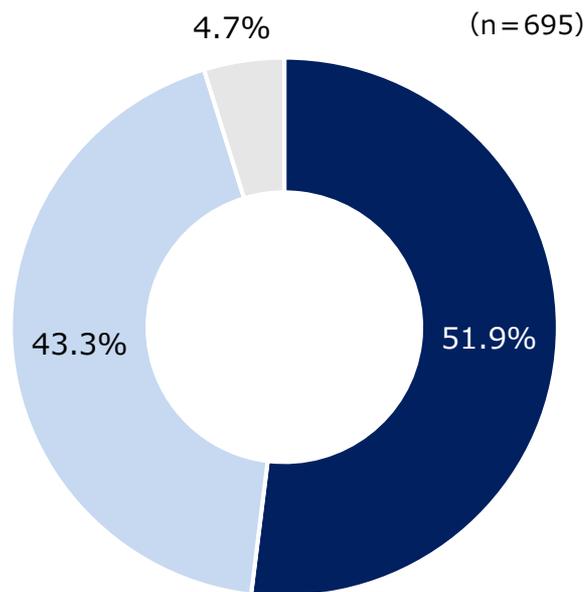
【新算定式】

$$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12 \text{月}$$

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

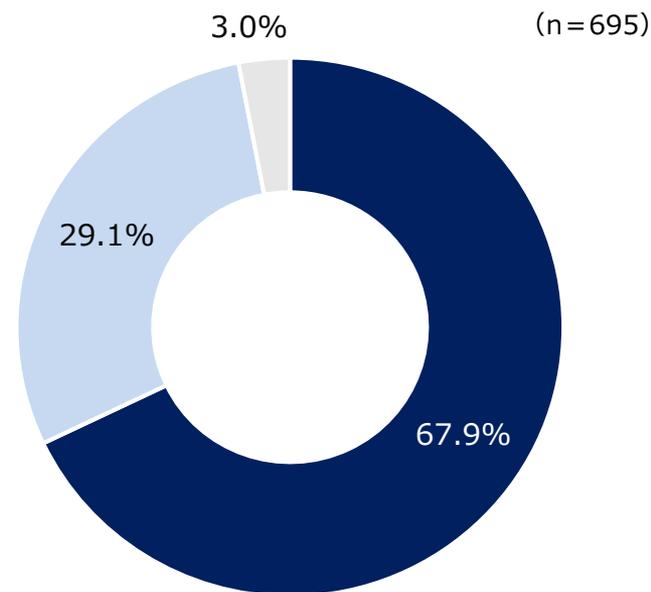
就労継続支援B型に関する改定項目（アンケート結果）

平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し
による利用者単価の変化



■ 上昇 ■ 変化なし ■ 低下

平均工賃月額の見直し
による平均工賃月額の変化



■ 上昇 ■ 変化なし ■ 低下

まとめ

障害福祉サービスを取り巻く

- 障害福祉サービスの利用者は増加傾向の一方、職員の増加が追いついていない
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、人材確保に向けた処遇改善や医療・介護とのさらなる連携がポイント

障害福祉サービス事業所の経営状況

- 2か年度同一事業所で比較すると、就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型のいずれもサービス活動差額比率が低下

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

- 今次改定で1本化された福祉・介護職員等処遇改善加算の算定率は、就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型のいずれも9割を超える
- 前年同期比のサービス活動収益は、就労継続支援B型では「増加」が約半数であった一方、就労移行支援は「減少」が約半数と、異なる結果を示した

- 本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、借入など何らかの行動を勧誘するものではありません
- 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、情報については、その完全性・正確性を保証するものではありません
- 本資料における見解に関する部分については、著者の個人的所見であり、独立行政法人福祉医療機構の見解ではありません

お問合せ先

独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンター

所在地 〒105 - 8486

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

ヒューリック神谷町ビル9階

TEL 03 - 3438 - 9932

FAX 03 - 3438 - 0371

MAIL wamsc_rt@wam.go.jp